

北海道最低賃金の改正決定に係る答申文写

(北海道地方最低賃金審議会の答申文)

写

令和4年8月8日

北海道労働局長

友藤 智朗 殿

北海道地方最低賃金審議会

会長 亀野 淳

北海道最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月1日付け北労発基 0701 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので下記のとおり答申する。

記

- 1 本年度の審議にあたっては、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針2022」に配意したほか、最低賃金法の3要素を考慮した審議を行ってきた。本年度の北海道最低賃金改定に際し、その金額に関し労使各側の意見の一致をみるに至らなかった。

（1）賃金

賃金に関する指標を見ると、連合北海道春季生活闘争におけるすべての規模での賃上げ率及び中小賃上げ率は共に2%を超えており、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率（Cランク（産業計））は2.0%であった。ただし、第4表における賃金上昇率は、今年4月以降の消費者物価の動向が十分に勘案されていない可能性があるという点にも留意した。

（2）労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である北海道消費者物価指数を見ると「持家の帰属家賃を除く総合」は、今年1月1.0%、2月1.6%、3月2.0%、4月3.7%、5月3.7%、6月3.6%（対前年同月比）となっている。これに対し、全国の状況では、今年1月0.6%、2月1.1%、3月1.5%、4月3.0%、5月2.9%、6月2.8%（対前年同月比）となっていることから、北海道の上昇率は全国より高いことが認められる。最低賃金に近い賃金水準の労働者の中には可処分所得が減少し、生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられる。

(3) 通常の事業の賃金支払能力

法人企業景気予測調査(財務省北海道財務局)による北海道の中小企業の景況判断BSI(%ポイント)は、今年1~3月 34.8、4~6月 0.9、7~9月(見通し) 5.5であるところ、全国の状況は、今年1~3月 26.2、4~6月 14.8、7~9月(見通し) 3.3であった。日銀短観(日本銀行札幌支店)による北海道の企業の業況判断DI(%ポイント)は、昨年12月 2、今年3月 10、6月 1であるところ、全国の状況は、昨年12月 2、今年3月 0、6月 2と推移していることなどから、企業の利益や業況についてコロナ禍からの改善傾向が見られる。一方、コロナ禍や、原材料費等の高騰により価格転嫁ができず、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意した。

北海道における賃金上昇率、通常の事業の支払能力については、全国の数値と比較しても同程度である。一方、生計費については、北海道消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の上昇率が全国より高い水準となっていることが認められた。このため、当審議会としては、労働者の生計費を重視した。しかしながら、本年6月の北海道の消費者物価上昇率 3.6%をそのまま最低賃金の引上げ率に反映させると 32 円の引上げとなるところではあるが、企業における通常の事業の賃金支払能力をも考慮した。

以上のことを総合的に勘案し、今年度の引上げ額については、中央最低賃金審議会の目安である 30 円に北海道として 1 円上乘せすることが適当であると考えられる。

- 2 当審議会は、北海道労働局に対し、中小企業・小規模事業者が継続して賃上げしやすい環境整備に引き続き取り組むとともに、生産性の向上等に取り組む中小企業・小規模事業者への支援策、特に、業務改善助成金については、申請件数を一層上げ、支給までの期間をより短縮できるよう、実効性のある施策を行うよう強く要望する。

また、急激な物価上昇を踏まえ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に関し、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等により一層取り組むことを併せて要望する。

これに加え、下請け取引を適正化することも重要な課題である。当審議会は、政府に対し、下請け取引の適正化に取り組むことにより、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費・エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。

- 3 当審議会においては、本年度の北海道最低賃金の改定に際し、以下の点に係る各側委員の共通理解の下で審議を行ったところである。

持続可能な開発目標(SDGs)の「働きがいも経済成長も」(SDGs8)を図るとともに、最低賃金の引上げに資するよう、中小企業の魅力を発揮させ活力を生み出すことが不可欠であること。また、経済の好循環の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産

性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均 1000 円になることを目指すとの方針を堅持すること。

最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への影響も続く中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をすることが重要であること。

最低賃金の引上げは、扶養控除の範囲内で働きたいと希望する労働者の総実労働時間の減少につながるものであって、人手不足の現状に悩む事業者にとっては、看過できない問題であり、税・社会保障制度を含めて検討すべき課題であると認識する必要があること。

4 当審議会において、労使各側委員から、次のとおり主張があった。

労働者側委員から、北海道最低賃金について、早期に 1000 円になることを目指すことの道筋をより明確にすべきとの意見があった。

使用者側委員から、足下では円安、原材料・エネルギー価格の高騰により、国内企業物価指数が 6 ヶ月連続で 9 % を超え、消費者物価指数をはるかに上回る水準で推移する中、企業負担が激増し十分な価格転嫁ができていない企業、特に多くの中小企業・小規模事業者が賃上げ原資の確保に苦しんでいる。また、企業は、これまでコロナ禍においても雇用を維持しながら、必死に経営を継続してきており、最低賃金法が定める 3 要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視しなければならないとの意見があった。さらに、企業の賃金支払能力を大きく超え、目安額をも上回る 31 円の引き上げ額は企業がさらなる苦境に立たされることになり、到底納得できない金額として強く反対するとの意見があった。

別紙 1

北海道最低賃金

- 1 適用する地域
北海道の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 920円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
法定どおり

別紙 2

北海道最低賃金と生活保護との比較について

1 北海道最低賃金

- (1)件 名 北海道最低賃金
- (2)最低賃金額 時間額 861円
- (3)発効日 令和元年10月1日

2 生活保護水準

- (1)比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2)対象年度
令和2年度
- (3)生活保護水準（令和2年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の北海道内の人口加重平均に
住宅扶助の実績値を加えた金額（104,799円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額と比較すると北海道最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1箇月換算額

$861 \text{円 (北海道最低賃金)} \times 173.8 \text{(1箇月平均法定労働時間数)} \times 0.817 \text{(可処分所得の総所得に対する比率)} = 122,257 \text{円}$